

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印（出納員の公印を除く。）を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書（以下「行政文書」という。）を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、<u>当該行政文書に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。</u></p> <p>(公印の廃止及び廃棄)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 廃止したため不用となった公印（以下「旧公印」という。）は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める手続を経て廃棄しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 1238 770 1435"> <thead> <tr> <th colspan="3">公 印</th> <th rowspan="2">管 守 機 関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th><u>ひな型</u></th> <th>大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公 印			管 守 機 関	備 考	種 類	<u>ひな型</u>	大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）	[略]					<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印（出納員の公印を除く。）を使用しようとするときは、押印しようとする行政文書（以下「行政文書」という。）<u>及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、<u>行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p> <p>(公印の廃止及び廃棄)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 廃止したため不用となった公印は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める手続を経て廃棄しなければならない。</p> <p>別表（第2条、<u>第8条</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 1238 1457 1435"> <thead> <tr> <th colspan="3">公 印</th> <th rowspan="2">管 守 機 関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th><u>ひな形</u></th> <th>大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	公 印			管 守 機 関	備 考	種 類	<u>ひな形</u>	大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）	[略]				
公 印			管 守 機 関			備 考																					
種 類	<u>ひな型</u>	大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）																									
[略]																											
公 印			管 守 機 関	備 考																							
種 類	<u>ひな形</u>	大 小 さ（ミ リ メ ー ト ル）																									
[略]																											
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																											

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。